



平成27年5月29日

各 位

会社名 株式会社 魚 力
代表者名 代表取締役社長 中田雅明
(コード番号 7596 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 伊藤忠彦
(TEL. 042 - 525 - 5600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性・周知性の向上及び公告掲載費用の削減並びに手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 取締役が期待される役割やその能力を十分に発揮できるよう、そして社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、並びに「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことから、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、条文の新設及び一部を変更するものであります。
なお、変更案第25条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 条文の新設に伴う条数の繰り下げ及び一部表記の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条 (条文記載省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第24条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第32条 (条文記載省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第34条～第41条 (条文記載省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第26条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第35条～第42条 (現行どおり)</p>